

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月9日

アップルウェーブ株式会社（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は、自ら行うコミュニティFM放送「FMアップルウェーブ」（以下「FMアップルウェーブ」という。）において、乙の提供する情報を基に、ごみの減量化・資源化に関する情報及びごみの適正排出に関する情報を積極的に発信し、市民及び事業者の意識向上を図る。

2 甲は乙と協力し、「FMアップルウェーブ」などを活用した、ごみの減量化・資源化及びごみの適正排出につながる新しい企画を積極的に取り入れ、発信することで、市民及び事業者の意識向上を図る。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に関する情報及びごみの適正排出に関する情報を発信し、市民及び事業者の意識向上を図る

2 乙は甲と協力し、「FMアップルウェーブ」などを活用した、ごみの減量化・資源化及びごみの適正排出につながる新しい企画が実施できるよう、必要な情報収集・提供、立案を行う。

3 乙は、本協定の取組について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について情報共有を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲 弘前市大字土手町31番地
アップルウェーブ株式会社

代表取締役

清藤哲夫



乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

弘前市長

櫻田 宏

